最終更新日：2017年1月12日
株式会社サニックス
代表取締役　宗政寛
問合せ先：092（436）8870（代表）
証券コード：4651
http://sanix.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスは企業倫理に基づく社会的責任をもった経営のあり方を問われている重大な問題であるという認識のもと、企業価値の最大化、並びに株主重視の経営を行うべく、意思決定の迅速化、経営の監視機能、経営の透明性、コンプライアンス遵守等が十分機能する体制の構築を図るとともに、長期的な視点に基づいたコーポレートガバナンス体制を構築することを基本姿勢としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則１－２－４：株主総会における権利行使】
現在、当社株主における海外投資家の構成比率は相対的に低いと考えており、今後、比率が20%以上となった時点で、機関投資家や海外投資家の意見・要望を参考にしつつ、各種手続き・費用等を勘案し、議決権の電子行使及び招集通知の英訳等を検討いたします。

【原則４－８：独立社外取締役の有効な活用】
当社では、社外取締役を3名選任しており、そのうち1名を独立社外取締役として届け出ております。当社の社外取締役は独自の外的な視点から取締役会で有益な発言を行っており、当社の取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たすため、独立した中立の立場での意見を踏まえた議論を可能とする体制にあります。加えて、社外監査役2名のうち1名を独立社外監査役として届け出ていることから、現状の体制で十分に経営の監視及び監督は機能するものと考えており、現時点においては、業績・規模・事業特性・会社をとりまく環境等を勘案して、社外役員を増員する必要はないと考えております。

【補充原則４－８－２：独立社外取締役の有効な活用】
当社では、社外役員のみで構成するミーティングを適宜開催し、経営陣との連絡・調整、監査役又は監査役会との連携体制を構築することとしております。社外取締役は中立の客観的見地から、各々の豊富な経験と高い見識に基づき当社の事業活動に助言・意見を述べる役割を担っており、「筆頭独立社外取締役」を定めた場合、序列意識や筆頭者への依存意識を醸成する可能性があることから、「筆頭独立社外取締役」を定めないこととといたします。

【補充原則４－１０－１：任意の仕組みの活用】
当社は、取締役候補者及び監査役候補者の指名・選任については、社外取締役を含む取締役会が定めた指名方針に基づき合致した人物を取締役会で審議のうえ決定しており、報酬の決定においても、社外取締役を含む取締役会が定めた報酬の決定方針に基づき報酬が適切に決定されていることから、任意の諮問委員会の設置は必要なく、現状の体系で適切に機能しているものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や運営方針、取り組むべき内容を示すものとして、取締役会決議に基づき、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定しております。
「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」については、当社ホームページにて「コーポレートガバナンス基本方針」を開示しておりますのでご参照ください。
「コーポレートガバナンス基本方針」URL　：　http://sanix.jp/ir/corporate/pdf/governance.pdf

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社バイオン	8,716,015	17.82
宗政　伸一	7,350,809	15.03
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY-EBEST	2,430,100	4.97
宗政　寛	1,693,600	3.46
サニックス社員持株会	852,003	1.74
高島　誠司	545,200	1.11
株式会社西日本シティ銀行	536,200	1.10
サニックス役員持株会	533,300	1.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社　（信託口５）	349,100	0.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社　（信託口３）	340,700	0.70

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

【大株主の状況】は、2016年９月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。
また、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数は、同行の信託業務に係るものであります。
なお、当社は自己株式1,113,518株（発行済株式総数に対する割合2.28％）を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
近藤　勇	他の会社の出身者								○			
金子　直幹	他の会社の出身者											
久保田　康史	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤　勇		近藤勇氏は、当社の取引先である株式会社グローバルアリーナの代表取締役社長であります。 当社は同社との間に施設利用及び贈答品の購入取引がございますが、その取引額は僅少で、株主・投資者の判断に影響を及ぼす恐れはありません。	長年にわたるサービス業の経営者としての豊富な経験・知識があり、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。
金子　直幹	○	―――	経営者としての豊富な経験、専門的な知識があり、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、上場管理等に関するガイドライン3-5.（3）の2に規定する要件のいずれにも該当が

			なく、独立した立場での監督機能として株主等から期待されている役割を十分に果たすことができ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。
久保田　康史		―――	弁護士として、企業法務をはじめ法律全般に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、社外取締役として客観的かつ公正な立場で当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に充分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人との定期的なミーティング等で緊密に意見を交換し、内部監査及び内部統制関連部署との連携を図ることにより、適切な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安井 玄一郎	他の会社の出身者													
松岡 弘明	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

安井 玄一郎	○	―――	当社及び当社グループに対する独立、中立の客観的見地から、当社経営陣に対し経営監視機能を果たせること、並びに当社の企業理念や企業活動を熟知し、経営者として十分な経験による見識を持ち合わせていることから、社外監査役として選任しております。 また、上場管理等に関するガイドライン3-5.（3）の2に規定する要件のいずれにも該当がなく、代表取締役を中心とした業務執行者から独立した立場での監督機能として株主等から期待されている役割を十分に果たすことができ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。
松岡 弘明		―――	当社及び当社グループに対する独立、中立の客観的見地から、当社経営陣に対し経営監視機能を果たせること、並びに当社の企業理念や企業活動を熟知し、経営者として十分な経験による見識を持ち合わせていることから、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

上場管理等に関するガイドライン3-5.（3）の2に規定する要件のいずれにも該当がなく、独立した立場での監督機能として株主等から期待されている役割を十分に果たすことができ、一般株主と利益相反が生じる恐れがない社外取締役及び社外監査役から独立役員を選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は取締役へのインセンティブ付与に関する施策を実施しておりませんが、各取締役は自らの職責を十分認識のうえ、株主価値の向上に取り組んでおり、現時点では、報酬面でのインセンティブ付与の必要性は薄いものと判断しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期に係る当社の取締役及び監査役に対する報酬等の総額は135百万円です。その内訳は次のとおりです。

取締役人数 14名（うち社外取締役2名）
取締役に支払った報酬等の総額 119百万円（うち社外取締役9百万円）
監査役人数 3名（うち社外監査役2名）
監査役に支払った報酬等の総額 15百万円（うち社外監査役4百万円）

（注）
1. 上記報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記のほか、平成21年6月26日開催の第31回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役1名に対して2百万円支給しております。

	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の決定に際しては、業績拡大及び企業価値向上に対する報償として有効に機能することを方針としております。役員の基本報酬の額は、従業員給与とのバランスを勘案し、役職、在任期間の業績と成果等を考慮し決定しております。なお、取締役の報酬総額は500百万円以内とすることを平成12年6月29日開催の「第22回定時株主総会」にて、監査役の報酬総額を50百万円以内とすることを平成6年6月29日開催の「第16回定時株主総会」にて承認されております。
役員退職慰労金は「役員退職慰労金規程」により定めておりましたが、平成21年6月26日開催の「第31回定時株主総会」終結の時をもって廃止しました。(平成21年5月13日開催の取締役会決議)
なお、使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なものに該当する事項はありません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会における充実した議論に資するため、適宜、資料を配布して付議事項の概要を報告しております。
また、会社として、取締役会において監査役の意見・指導等を得るべく、充分な発言の時間・場所を提供しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会】
取締役会は、原則毎月1回以上開催しており、各事業部門の業績進捗等を監督し、重要事項に対する意思決定をしております。なお平成28年3月期の開催実績は17回です。

【監査役会】
監査役会は、原則毎月1回以上開催しており、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。なお平成28年3月期の開催実績は13回です。

【監査役の機能強化に向けた取組状況】
監査役は、取締役会、経営幹部会議等の重要な会議への出席や各取締役及び使用人からの個別ヒアリングを実施するとともに、内部統制システムの整備及び運用状況について監視し、取締役の職務遂行を監査しております。
また、会計監査人との定期的なミーティング等で緊密に意見を交換し、内部監査及び内部統制関連部署との連携を図ることにより、適切な監査を実施しております。
なお、常勤監査役の首藤征剛は、経理業務の経験こそないものの、平成16年6月より常勤監査役を務めるに当たり、業務監査、内部統制監査を通じて経理業務の知識を習得しております。また、社団法人日本監査役協会に入会し、定期的に研修会や講習会に参加するとともに、社外監査役や会計監査人と定期的に意見交換をしており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
社外監査役安井玄一郎及び松岡弘明は、代表取締役として、長きに渡り経営に携わるなど、財務及び会計に関する経営者としての十分な知見を有しております。
会計監査は、有限責任監査法人トーマツに委嘱しており、平成28年3月期に係る監査は、同監査法人の指定社員である公認会計士 松嶋敦、中野宏治の2氏が執行しました。なお、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士10名、その他19名となっております。

【内部統制委員会】
内部統制委員会は、原則月1回開催し、当社グループにおける内部統制上の問題点とその改善策、当社グループに係るリスクの抽出と同リスクを軽減或いは無効にする対策又は改善策を協議しております。又、同委員会で協議、決定した事項のうち、重要な案件は取締役会に報告されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社形態を基礎として、執行役員制度を採用することで、取締役会における適切な意思決定、経営監督機能の向上及び業務執行機能の強化・迅速化を図っております。
また、企業経営の透明性と健全性を高めるべく社外取締役3名及び社外監査役2名を選任することで経営監視機能は十分有効であると考えていることから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年３月期決算における定時株主総会の招集通知は、法定期日の６月14日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主との建設的な対話の充実や、その為の正確な情報提供等の観点を考慮して、適切に設定しております。 また、適切な総会会場の確保という観点も踏まえて決定しております。
その他	株主総会招集通知およびその添付資料については、発送時に当社ホームページ（http://sanix.jp/ir/sokai/）にて掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算発表毎に説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに掲載しているIR資料としては、決算短信、決算説明会資料、決算以外の適時開示情報、有価証券報告書及び四半期報告書、株主通信、主要な経営指標等を掲載しております。 （http://sanix.jp/ir）	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：経営企画部 IR担当部長：取締役常務執行役員　井上　公三	
その他	定例的にアナリスト・機関投資家等を直接訪問しております。 その他さまざまな活動状況について、当社ホームページ（http://sanix.jp/）にて情報開示しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社「ディスクロージャーポリシー」に記載しております。 （当社ホームページhttp://sanix.jp/ir/disclosure）

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第４項第６号、同第５項及び会社法施行規則第100条第１項並びに同第３項に基づき、当社及び当社グループ会社が業務を適正且つ効率的に行うための体制を整備するとともに、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築します。

1．取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、次の経営理念を掲げ、役員及び従業員が職務を執行するにあたり、法令遵守はもとより、企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを基本方針としています。当社は、このような認識のもとに、公正かつ適切な経営の実現と市民社会の調和を図ります。

1．取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、次の経営理念を掲げ、役員及び従業員が職務を執行するにあたり、法令遵守はもとより、企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを基本方針としています。当社は、このような認識のもとに、公正かつ適切な経営の実現と市民社会の調和を図ります。

【経営理念】
「仕事が教育で教育が経営である。」

【社是】
「社の使命は、あらゆる空間を対象に、エネルギーおよび環境に関する総合的な改善・向上をめざし、人間的コミュニケーションを通して、人と環境のよりよい関係を創造することにある。」

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1）取締役の職務の執行に係る情報（以下「職務執行情報」という。）の保存及び管理については、担当取締役を選任し、取締役の職務執行情報が当社の諸規程及びそれに関連する管理マニュアルに定められた保存及び管理（廃棄を含む）運用がなされているか、あるいは実状に適合しているかなど適宜に検証し、必要に応じて規程等の見直しを行います。
（2）職務執行情報は、将来においてデータベース化し、その存否及び保存状況が、迅速に検索可能となるシステムづくりを行います。
（3）職務執行情報の保存及び管理状況については、担当取締役から、定期的に取締役会に報告することとします。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）当社は、平成20年４月１日、内部統制の見地から求められる、当社及び連結子会社の業務の有効性と効率性・財務報告の信頼性・法令遵守・資産の保全に関する「内部統制規程」を制定し、内部統制システムを構築いたしました。
（2）当社は、取締役社長に直属する部署として、内部監査室・法務部を設置しており、室長・部長がそれぞれの業務を管掌します。内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、内部監査の充実を図ります。法務部は当社の行動規範を定め、行動規範遵守に取組んでまいります。
（3）当社は、内部監査室の監査により、法令・定款違反その他の事由に基づき、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、内部監査室長は直ちに法務部長に報告し、法務部長は、危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等を取締役社長に報告、必要に応じ取締役社長の承認を得て、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、改善策を協議・決定します。
（4）当社は、内部監査規程等、関連する個別規程、ガイドライン、マニュアルに則り業務の円滑化を図り、損失の危険を未然に防ぐべく環境整備を行ってまいります。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動します。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行います。
（2）業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとします。
（3）日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行します。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1）全従業員に法令・定款の遵守を徹底させるため、各責任者（役員、執行役員等）を定め、その責任者のもと、諸規程、諸マニュアルに基づき業務を進めてまいります。従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の充実を図ってまいります。
（2）万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が法務部長を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築してまいります。
（3）各責任者は、コンプライアンス推進のために必要な人員配置を行い、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、従業員に対して適切な教育・研修体制を構築してまいります。

6．当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社及び関連会社（以下「子会社等」という。）のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で内部監査契約を締結します。
（2）グループのセグメント別の事業に関して責任を負うべき当社取締役を任命し、職務の執行が効率的に行われる体制の構築とともに、重要事項に関しては当社への報告を行う体制を構築します。また、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を付与します。
（3）当社の内部監査室は、当社及び子会社等の内部監査を実施しその結果を担当部署及びその責任者に報告し、担当部署及びその責任者に対し、必要に応じて内部統制の改善策の指導、助言を行います。
（4）子会社等の内部監査室またはこれに相当する部署は、当社内部監査室の監査に協力させます。
（5）子会社等に損失の危険が発生し、当社の内部監査室がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について当社の取締役会及び担当部署に報告させる体制を構築します。
（6）当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、当社の内部監査室は子会社等の内部監査室またはこれに相当する部署と十分な情報交換を行います。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
（1）監査役の職務を補助すべき部署としては内部監査室を指定し、監査役の要請がなされた場合には、これに応じ専任の社員を1名以上配置することとします。
（2）前項の具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事部長が内部監査室その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定します。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
（2）監査役を補助すべき従業員は、当社の業務執行にかかる業務を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取します。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1）当社及び当社の子会社等の取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。
（2）前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとします。
・当社の内部統制システム構築に係る部門の活動状況
・当社の子会社等の監査及び内部監査部門の活動状況
・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の変更
・内部通報制度の運用及び通報の内容
・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の提出
（3）監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないよう「内部通報規程」に基づき、当該報告者を適切に保護します。

10. 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役会と取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定します。
（2）監査役の意見等は当社として十分に尊重いたします。
（3）監査役は、取締役会に出席するほか、社内の重要な会議体に出席することができるものとします。
（4）監査役は、当社の監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力（団体・個人等）に対しては、毅然たる行動をとり、不当・不法な要求に対しては、警察や弁護士等外部の専門機関と緊密に連携し、組織的に対応してまいります。
なお、反社会的勢力（団体・個人等）に対する基本方針については当社ホームページ（http://sanix.jp/antiorg/）に掲載しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

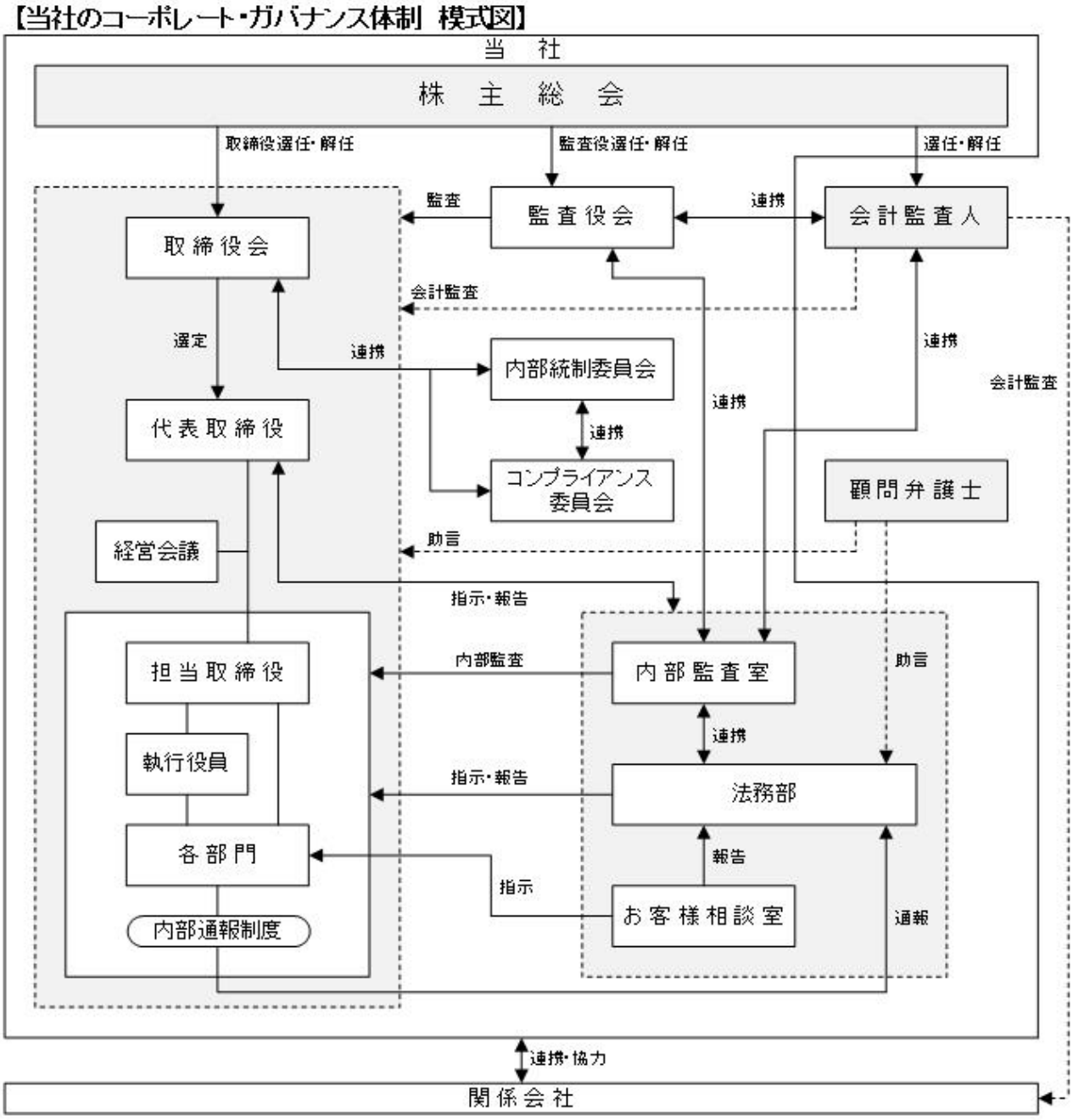

【当社の適時開示に係る社内体制　模式図】

